

内 容	環境基準、目標、必要な事業量等	目標年次	進捗状況（年次）	決定レベル、根拠	備 考
特定フロン等の生産等の国際的な規制スケジュール（概要）	・プロモクロロメタンの生産量及び消費量を零以下にする	2002年以降	・規制値(2002年) 生産量 全廃 ・実績値(2002年) 生産量 全廃 消費量 0	「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」	(注1) 消費量 = 生産量 + 輸 入量 - 輸出 量 (経済産業省)
	・臭化メチルの生産量及び消費量を零以下にする (検疫及び出荷前処理を除く)	2005年以降	・規制値(2003年): 生産量1991年比50% 消費量1991年比50% 実績値(2002年): 生産量1991年比47% 消費量1991年比46%		
	・H C F C : 生産量を1989年レベル以下に抑制	2004年以降	・規制値(2003年) 生産量1989年比69% 実績値(2002年) 生産量1989年比56%		
	: 消費量(注1)を零以下にする	2030年以降	・規制値(2003年) 消費量1989年比69% 実績値(2002年) 消費量1989年比52%		
	C F C、ハロン、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、H B F Cについては既に、原則、生産量及び消費量が零以下とされている				
大気汚染に係る環境基準（概要）				[環境基本法]	(環境省)
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内、又はそれ以下であること	-	(平成13年度環境基準達成局の割合) 一般環境大気測定局99.0% 自動車排出ガス測定局79.4%		
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	-	(平成13年度環境基準達成局の割合) 一般環境大気測定局99.6% 自動車排出ガス測定局100%		
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	-	(平成13年度環境基準達成局の割合) 一般環境大気測定局100% 自動車排出ガス測定局100%		
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	-	(平成13年度環境基準達成局の割合) 一般環境大気測定局66.6% 自動車排出ガス測定局47.3%		
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること	-	(平成13年度環境基準達成局の割合) 0.6%		

内 容	環境基準、目標、必要な事業量等	目標年次	進捗状況（年次）	決定レベル、根拠	備 考
ベンゼン	月 1 回以上の測定による年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること	-	(平成13年度環境基準達成観測地点) 368地点中301地点(81.8%)		
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	-	(平成13年度環境基準達成観測地点) 332地点中332地点(100%)		
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	-	(平成13年度環境基準達成観測地点) 333地点中333地点(100%)		
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること	-	(平成13年度環境基準達成観測地点) 307地点中307地点(100%)		
自動車NOx・PM法の対策地域における大気環境	<p>二酸化窒素 環境基準をおおむね達成すること</p> <p>浮遊粒子状物質 自動車排出粒子状物質の総量が相当程度削減されることにより、環境基準をおおむね達成すること</p>	平成22年度	<p>平成13年度 二酸化窒素 一般局で96.9% 自排局で64.5%</p> <p>浮遊粒子状物質 一般局で51.2% 自排局で25.7%</p>	平成14年4月閣議決定（総量削減基本方針） [自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法]	（環境省）
騒音に係る環境基準（概要）	<p>環境基準の基準値は、個々の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価する場合における値である。</p> <p>地域の類型及び時間の区分ごとに基準値が設定 AA 昼間50dB以下・夜間40dB以下 A及びB 昼間55dB以下・夜間45dB以下 C 昼間60dB以下・夜間50dB以下</p> <p>道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。</p> <p>道路に面する地域についての環境基準 A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 昼間（60デシベル以下）夜間（55デシベル以下） B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 昼間（65デシベル以下）夜間（60デシベル以下）</p>	-	<p>（平成13年度環境基準の達成状況） AA 6地点中 3(50.0%) A及びB 3192地点中2336(73.2%) C 960地点中 761(79.3%) (騒音状況をマクに把握するような地点を地方公共団体が自主的に測定)</p> <p>（平成13年度環境基準の達成状況） 昼夜間とも基準以下 1,154千戸(77.6%) 昼間のみ基準以下 121千戸(8.2%) 夜間のみ基準以下 13千戸(0.9%) 昼夜間とも基準値超過 198千戸(13.3%)</p>	[環境基本法]	（環境省）

内 容	環境基準、目標、必要な事業量等	目標年次	進捗状況（年次）	決定レベル、根拠	備 考
	<p>幹線交通を担う道路に近接する空間 昼間（70デシベル以下）夜間（65デシベル以下）</p> <p>個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として、閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。</p>				
	<p>航空機騒音に係る環境基準 類型（専ら住居の用に供される地域）が70（WECPNL）以下であること。 類型（類型以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域）が75（WECPNL）以下であること。</p>	-	<p>（平成13年度環境基準の達成状況） 592地点中441地点（74.5%） （地方公共団体の測定した結果を集計したもの）</p>		
	<p>新幹線鉄道騒音に係る環境基準 類型（主として住居の用に供される地域）が70（WECPNL）以下であること。 類型（類型以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域）が75（WECPNL）以下であること。</p>	-	<p>（平成13年度環境基準の達成状況） 292地点中114地点（39.0%） （地方公共団体の測定した結果を集計したもの）</p>		
ダイオキシン類の環境基準	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること	-	（平成13年度環境基準達成測定地点） 979地点中971地点（99.2%）	[ダイオキシン類対策特別措置法]	（環境省）
遮音壁、環境施設帯整備（道路）	<p>遮音壁 4,060km（平成9年度末） 4,790km</p> <p>環境施設帯 670km（平成9年度末） 750km</p> <p>1,450km</p>	<p>平成14年度末 21世紀初頭</p> <p>平成14年度末 21世紀初頭</p>	<p>4,790km（平成12年度末）</p> <p>710km（平成12年度末）</p>	-	<p>道路整備五箇年計画 関連資料</p> <p>（国土交通省）</p>
複合一貫輸送に対応した内貿ターミナル整備	<p>整備を進める施設数 約30パーズ</p> <p>陸上輸送半日往復圏の人口カバー率） 約7割（平成7年度末）</p>	<p>平成8～14年度</p> <p>平成12年度末 21世紀初頭</p>	<p>12パーズ（平成12年度末）</p> <p>平成12年度末 約8割</p>	-	<p>港湾整備七箇年計画 関連資料 新総合物流施策大綱 （国土交通省）</p>

【水環境、土壌環境、地盤環境の保全】

内 容	環境基準、目標、必要な事業量等	目標年次	進捗状況（年次）	決定レベル、根拠	備 考
人の健康の保護に関する環境基準（公共用水域及び地下水で基準値の定められているもの）	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム ^ひ 、砒素、総水銀、アルキル水銀、P C B、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素	-	全26項目について 公共用水域：環境基準達成率 99.4%（平成13年度） 地下水質：環境基準超過率 7.2%（平成13年度概況調査）	[環境基本法]	（環境省）
生活環境の河川保全に関する環境基準	利用目的に応じた水域類型ごとに、水素イオン濃度、生物学的酸素要求量、浮遊物質量、溶存酸素量及び大腸菌群数について基準値が設定	-	環境基準達成率は生物学的酸素要求量で81.5%（平成13年度）	[環境基本法]	（環境省）
	利用目的に応じた水域類型ごとに、水素イオン濃度、化学的酸素要求量、浮遊物質量、溶存酸素量、大腸菌群数、全窒素及び全燐について基準値が設定	-	環境基準達成率は化学的酸素要求量で45.8%。全窒素及び全燐36.7%（平成13年度）		
	利用目的に応じた水域類型ごとに、水素イオン濃度、化学的酸素要求量、溶存酸素量、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素及び全燐について基準値が設定	-	環境基準達成率は化学的酸素要求量で79.3%。全窒素及び全燐82.1%（平成13年度） 全窒素及び全燐については暫定目標の見直しを進めているところ。平成13年度末までに、東京湾、伊勢湾及び大阪湾について、従来よりも厳しい目標を設定或いは暫定目標を撤廃した。		
ダイオキシン類の水質環境基準	水質の汚濁に係る環境基準を、公共用水域、地下水及び公共用水域の水底の底質について設定 水質：1 pg-TEQ/L以下 底質：150pg-TEQ/g以下	-	公共用水域：環境基準達成率 97.9% 地下水質：すべての測定点で環境基準値以下（平成13年度常時監視） 見直し（追加）	環境庁告示第68号（平成11年12月） [ダイオキシン類対策特別措置法]	（環境省）
指定湖沼の湖沼水質保全計画に係る目標	環境基準の確保を目的としつつ、5年を計画期間とし、指定湖沼ごとに設定された水質目標を達成する	-	湖沼計画は、平成14年度において2湖沼で策定された。 なお、平成13年度を目標年度としていた釜房ダム貯水池及び諏訪湖では暫定目標(COD)を達成できなかった。	都道府県知事策定、環境大臣同意（指定湖沼の湖沼水質保全計画） [湖沼水質保全特別措置法]	（環境省）

内 容	環境基準、目標、必要な事業量等	目標年次	進捗状況（年次）	決定レベル、根拠	備 考
総量削減計画	指定水域（東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海）について生活環境保全に係る水質環境基準の確保を目的として当該水域の水質に影響を及ぼす汚濁負荷量の削減目標量及び削減目標量の達成の方途を定めるもの	-	（平成16年度）（平成11年度） COD 削減目標量 実績値 東京湾 228 247 伊勢湾 203 221 瀬戸内海 630 672 窒素 東京湾 249 254 伊勢湾 137 143 瀬戸内海 564 596 りん 東京湾 19.2 21.1 伊勢湾 14.0 15.2 瀬戸内海 38.1 40.4 （トン/日）	都道府県知事策定、内閣総理大臣同意 [水質汚濁防止法]	（環境省）
下水道処理人口普及率	54%（平成7年度末） 66% 9割	平成14年度 21世紀初頭	63.5%（平成13年度末）	平成10年1月閣議決定（第8次下水道整備七箇年計画） [下水道整備緊急措置法]	（国土交通省）
下水道高度処理人口	513万人（平成7年度末） 1,500万人	平成14年度末	1227万人（平成13年度末）	-	第8次下水道整備七箇年計画関連資料 （国土交通省）
農業集落排水施設	14年間で約3万集落整備	平成5～18年度	平成14年度までに約1.2万集落整備	-	第4次土地改良長期計画関連資料 （農林水産省）
家畜排せつ物の適正な管理・利用の促進	野積み・素堀り等の家畜排せつ物の不適切な管理の解消（平成12年3月現在で解消が必要なものは約40千力所）	平成16年度	都道府県計画における5年間（平成12～16年度）の施設整備目標：約29,100戸 うち12年度目標：5,093戸 実績：4,893戸 （達成率96%） 13年度目標：5,892戸 実績：5,001戸 （達成率85%） 14年度目標：5,955戸 （見込み）実績：4,422戸 （達成率74%）	[家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律]	（農林水産省）
合併処理浄化槽等整備	合併処理浄化槽 7年間で694万人分整備 コミュニティ・プラント 7年間で32万人分整備	平成14年度末	914万人（平成12年度） 965万人（平成13年度） 42万人（平成12年度） 40万人（平成13年度）	-	第8次廃棄物処理施設整備計画（平成8年12月閣議決定）関連資料 （環境省）

内 容	環境基準、目標、必要な事業量等	目標年次	進捗状況（年次）	決定レベル、根拠	備 考
河川、湖沼の水質の改善	特に汚濁の著しい河川約600km、3湖沼について、水辺利用が可能な水質を達成する	平成15年度末	-	-	第9次治水事業七箇年計画関連資料（国土交通省）
藻場・干潟の回復面積	約3割	21世紀初頭	約6%（平成13年度）	-	（国土交通省）
土壌の汚染に係る環境基準（概要）（基準値が定められているもの）	カドミウム、全シアン、有機 ^{りん} 燐、鉛、六価 ^ひ クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素	-	農用地： 基準値以上検出地域の累計 132地域7,217ha （平成14年12月） 市街地： 基準値以上の事例の累計 574件 （平成12年度） 見直し（追加）	[環境基本法]	（環境省）
ダイオキシン類	ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準 土壌：1,000 pg-TEQ/g以下	-	新たな環境基準超過地点の判明： 1地点/3,735地点（平成13年度常時監視結果） ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定地域数（累計）：地域 （平成14年度）	環境庁告示第68号（平成11年12月） [ダイオキシン類対策特別措置法]	（環境省）
地盤沈下防止等対策要綱に係る目標（概要）	濃尾平野、筑後・佐賀平野、関東平野北部における地下水採取量について、目標年度として設定された目標を達成する	平成16年度（関東平野北部にあっては平成12年度）	地下水採取量の目標 目標 平成12年度 関東平野北部 4.8億 ^m 5.2億 ^m 濃尾平野 2.7億 ^m 1.9億 ^m 筑後・佐賀平野 佐賀地区 600万 ^m 400万 ^m 白石地区 300万 ^m 700万 ^m	昭和60年4月地盤沈下防止等対策関係閣僚会議決定（平成7年9月改定）、関東平野北部は、平成3年11月決定	（環境省）

【廃棄物リサイクル対策】

内 容	環境基準、目標、必要な事業量等	目標年次	進捗状況（年次）	決定レベル、根拠	備 考
古紙利用率（事業者の判断基準）	古紙利用率 60%	平成17年度	59.8%（平成14年度）	平成13年3月経済産業省令 [資源の有効な利用の促進に関する法律]	（経済産業省）
ガラス容器のカレット利用率（事業者の判断基準）	ガラス容器のカレット利用率 80%	平成17年度	77.8%（平成12年度）	平成14年3月経済産業省令 [資源の有効な利用の促進に関する法律]	（経済産業省）

内 容	環境基準、目標、必要な事業量等	目標年次	進捗状況（年次）	決定レベル、根拠	備 考	
容器包装に係る分別基準適合物の再商品化に関する計画	年度（平成）		-		平成11年7月平成12年度以降の5年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画 [容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律]	（環境省）
	（単位：千ト）	12 13 14 15 16	12 13 14 15 16			
	再商品化がされる無色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量の見込み	270 270 270 270 270	112.6 130.7 112.6			
	再商品化がされる茶色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量の見込み	200 200 200 200 200	135.0 160.2 142.3			
	再商品化がされるその他の色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量の見込み	140 150 160 180 220	106.1 121.3 113.2			
	再商品化がされる紙製容器包装に係る分別基準適合物の量の見込み	66 133 133 133 133	17.8 25.1 28.8			
	再商品化がされるペットボトルに係る分別基準適合物の量の見込み	101.8 155.4 247.1 247.1 247.1	72.7 149.7 169.4			
	再商品化がされるプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の量の見込み	153 261 336 401 406	106.4 236.4 291.7			
市町村が処理すべき廃棄物の原料処理の割合	87%（平成7年度末） 91%	平成14年度末	93%（平成11年度）	平成3年11月閣議決定（第七次廃棄物処理施設整備計画）[廃棄物処理施設整備緊急措置法]	（環境省）	
不燃ごみ資源化率	5,858 t/日（平成7年度末） 不燃ごみ量の23%（平成7年度末）	8,570 t/日 31%	平成14年度末	-	第8次廃棄物処理施設整備計画（平成8年12月閣議決定）関連資料	
廃棄物処理施設整備	ごみ焼却処理施設 42,566 t/日分 粗大ごみ処理施設 225基 リサイクル施設 2,881 t/日分 リサイクルプラザ 170箇所	7年間	ごみ焼却処理施設 40,850(t/日) (平成13年度見込み) ごみ減量処理率 93%(平成11年度)		（環境省）	

内 容	環境基準、目標、必要な事業量等	目標年次	進捗状況（年次）	決定レベル、根拠	備 考
	ごみ堆肥化・燃料化施設 2,110 t/日分 廃棄物運搬中継・中間ごみ施設 2,300 t/日分 ごみ処理施設改良 260箇所 最終処分場 96,204千m ³ 分				
食品循環資源の再生利用等の実施率	各食品関連事業者の食品循環資源の再生利用等の実施率を20%に向上させること、また、平成13年度の時点において既にこの目標を上回る実施率を達成している食品関連事業者にあっては、現在の実施率を維持向上させること。	平成18年度	食品廃棄物の再生利用の実施率 （単位：万ト） 食品製造業 発生量 432 再生利用率 46% 食品卸売業 発生量 73 再生利用率 32% 食品小売業 発生量 232 再生利用率 15% 外食産業 発生量 339 再生利用率 7% 食品産業 発生量 1,077 再生利用率 26% （平成12年度）	平成13年5月公表（食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針）[食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律]	（農林水産省）
建設資材廃棄物の再資源化等率	コンクリート塊 95% 建設発生木材 95% アスファルト・コンクリート塊 95% ただし、国の直轄事業においては、平成17年度までに最終処分する量をゼロとする。	平成22年度	96% 83% 98%	農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号（平成13年1月）[建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律]	（国土交通省）
物質フロー指標	資源生産性（ ） 約3.9万円/トン 循環利用率（ ） 約1.4% 最終処分量 約2.8百万トン	平成22年度	平成12年度から概ね4割向上 平成12年度から概ね4割向上 平成12年度から概ね半減	循環型社会形成推進基本計画（平成15年3月）閣議決定	（環境省）

（ ）資源生産性 = GDP/天然資源等投入量 （ ）循環利用率 = 循環利用量/循環利用量 + 天然資源等投入量

【自然環境の保全と自然とのふれあいの推進】

内 容	環境基準、目標、必要な事業量等	目標年次	進捗状況（年次）	決定レベル、根拠	備 考
森林面積及び総蓄積	森林面積 2,510万ha（平成12年度末） 2,510万ha 2,510万ha 育成単層林面積 1,030万ha（平成12年度末） 1,020万ha 970万ha 育成複層林面積 90万ha（平成12年度末） 140万ha 230万ha 天然生林面積 1,390万ha（平成12年度末） 1,350万ha 1,310万ha 総蓄積 3,930百万m ³ （平成12年度末） 4,410百万m ³ 4,730百万m ³ 総成長量 89百万m ³ （平成12年度末） 80百万m ³ 69百万m ³	平成21年度末 平成31年度末 平成21年度末 平成31年度末 平成21年度末 平成31年度末 平成21年度末 平成31年度末 平成21年度末 平成31年度末 平成21年度末 平成31年度末	2,510万ha（平成12年度末） 1,030万ha（平成12年度末） 90万ha（平成12年度末） 1,390万ha（平成12年度末） 3,930百万m ³ （平成12年度末） 89百万m ³ （平成12年度末）	平成13年10月閣議決定（森林・林業基本計画） [森林・林業基本法]	再掲 （農林水産省） 平成14年度末の状況を8月中に公表予定
都市公園等面積	計画対象人口1人当たり都市公園等面積 約7.1m ² （平成2年度末） 約9.5m ²	平成14年度末	約8.4m ² （平成13年度末）	平成10年1月閣議決定（第6次都市公園等整備七箇年計画）	（国土交通省）
	住民1人当たり都市公園等面積 6.5m ² （平成4年度末） 概ね20m ²	長期的	約8.4m ² （平成13年度末）	-	緑の政策大綱 （国土交通省）
都市公園等整備の事業の量	合計 7年間で約32,600ha整備 （以下を7年間で整備） 住区基幹公園 約 6,400ha 都市基幹公園 約 8,700ha 大規模公園 約 6,700ha 緩衝緑地等 約 8,300ha 国の設置に係る都市公園 約 2,500ha	平成8～14年度	住区基幹公園 3,752ha 都市基幹公園 5,859ha 大規模公園 2,727ha 緩衝緑地等 4,597ha 国の設置に係る都市公園 541ha 計 17,476ha （平成13年度末）	平成10年1月閣議決定（第6次都市公園等整備七箇年計画）	（国土交通省）
都市内道路緑化率	D I D地区内の完成断面が4車線以上の国道、都道府県道、市町村道の管理延長に対する緑化延長の割合 44%（平成9年度末） 51% 75%	平成14年度末 21世紀初頭	調査中	-	道路整備五箇年計画 関連資料 （国土交通省）

内 容	環境基準、目標、必要な事業量等	目標年次	進捗状況（年次）	決定レベル、根拠	備 考
都市内道路緑化延長	D I D 地区内の完成断面が4車線以上の国道、都道府県道、市町村道の緑化延長 6,000km（平成9年度末） 7,200km 11,500km	平成14年度末 21世紀初頭	調査中	-	道路整備五箇年計画 関連資料 （国土交通省）
電線類地中化延長	3,010km（平成9年度） 約6,010km	平成14年度末	調査中	-	
建設省所管公共施設の緑化（都市公園等、道路、河川等、下水道処理場等、官公庁施設、公的 direct 供給住宅）	高木本数 6,800万本（平成7年度末） 9,100万本	平成12年度末	調査中	-	グリーンプラン2000 （国土交通省）
うるおいのある水辺空間整備	1,900km（平成8年度末） 2,900km	平成15年度末	-	-	第9次治水事業七箇年計画関連資料 （国土交通省）
人々の利用に供する水際線延長	港湾区域内の水際線延長に対する割合 約150km（平成6年） 750km（15%程度に相当）	21世紀初頭	未実施。 ただし、平成14年度から平成15年度に実施する政策評価に向けて達成度を調査する予定。	-	環境の保全に関する 運輸行政指針 （国土交通省）
港湾空間の緑化率	約7%（平成14年度末） 約8%	平成19年度末	約7%（平成14年度）	-	社会資本整備重点計画（案） （国土交通省）
国指定鳥獣保護区	国指定鳥獣保護区の箇所数を80箇所とする。	平成18年度	56箇所	平成14年環境省告示第86号	（環境省）

【その他（バイオマス関係）】

内 容	環境基準、目標、必要な事業量等	目標年次	進捗状況（年次）	決定レベル、根拠	備 考
<p>直接燃焼及びガス化プラント等含水率の低いバイオマスをエネルギーに変換する技術</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスの日処理量20トン程度のプラントにおけるエネルギー変換効率 電力：20% 熱：80% ・バイオマスの広域収集に関する整備が整った場合のバイオマス日処理量100トン程度におけるエネルギー変換効率 電力：30% ・メタン発酵等含水率の高いバイオマスをエネルギーに変換する技術において、バイオマス日処理量5トン程度のプラントにおけるエネルギー変換効率 電力：10% 熱：40% ・現時点で実用化しているバイオマス由来のプラスチックの原料価格 200円/kg 	<p>平成22年度</p>		<p>バイオマスニッポン総合戦略（平成14年12月閣議決定）</p>	<p>内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省</p>
<p>地域の自主的取組</p>	<p>廃棄物系バイオマスを炭素量換算で90%以上又は未利用バイオマスを炭素量換算で40%以上利活用するシステムを有する市町村：500</p>	<p>平成22年度</p>		<p>バイオマスニッポン総合戦略（平成14年12月閣議決定）</p>	<p>内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省</p>
<p>全国的観点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物系バイオマスの利活用 炭素量換算：80%以上 ・未利用バイオマスの利活用 炭素量換算：25%以上 ・資源作物の利活用 炭素量換算：10万トン程度 	<p>平成22年度</p>		<p>バイオマスニッポン総合戦略（平成14年12月閣議決定）</p>	<p>内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省</p>